

※この公募要領は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを金沢市HPでご確認ください。

金沢市被災宿泊施設改修支援事業費 補助金公募要領

令和6年能登半島地震により、被災した宿泊施設の緊急又は応急に修理を行うことが適当な箇所の改修工事費の一部に対して助成し、宿泊施設の早期復旧と経営の安定化を図るもの。

※本補助事業は、「金沢市補助金交付事務取扱規則」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令などの処分を受ける可能性があります。

また、申請書の内容に虚偽がある場合や法令に違反していることが明らかな場合、法令による罰則のほか、交付決定の取消しや交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。必要書類等の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

1 補助対象となる宿泊施設

令和6年能登半島地震により、被災した[※]主として観光客の宿泊のために金沢市内で営業するホテル・旅館若しくは簡易宿所(ただし、公設施設を除く)又は住宅宿泊事業法に係る住宅で、次に該当する施設

国、県及び本市の他の制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となっていないこと
(「石川県なりわい再建支援補助金」等との併用はできません)

※上記被害によって、金沢市が発行する被災証明の発行を受けることが必要

※個人事業主の方であっても、宿泊施設名で被災証明の発行を受けてください

2 補助対象となる事業者

金沢市内に所在する宿泊施設の改修を行う者で、市税を滞納していないこと

3 補助対象経費

地震による影響で緊急又は応急に修理が必要となった右に掲げる施設及び設備の改修に要する費用	(1) 屋根、柱、床、外壁、基礎に係る工事 (2) ドア、窓に係る工事 (3) 上下水道管の水漏れの補修、電気・ガス・電話等の配管・配線に係る工事 (4) トイレ、浴槽に係る工事
--	--

※令和6年能登半島地震による被災箇所に限ります。

※申請は1施設1回限りです。

※工事着手済の場合も補助対象になる場合があります。

4 補助金額

補助対象経費の合計額の2/3 上限700万円

※補助対象経費の合計額が10万円に満たない場合、補助対象外となります。

※保険金がある場合は、保険金を除いた額を補助対象経費とします。

※市は、対象経費の総額が50万円を超える場合、見積書記載の金額が適正であるかどうか、「単価審査」を行います。見積金額が単価審査の金額を上回る場合、「単価審査」の金額が補助対象経費となります。なお、単価審査の内容や結果についての問い合わせには回答できません。

※一棟の一部を使用して営業するものである場合は宿泊施設にかかる箇所が補助対象で、共用部分については原則として、対象とはなりません。宿泊施設ではない箇所の工事費が含まれる場合は、宿泊施設工事部分(補助対象分)とその他工事部分(補助対象外分)を明確に分けた見積書の提出が必要です(領収書については、工事費総額の領収書で構いません)。

5 募集締切

令和6年4月30日(火)17時 **必着**

6 申請方法

電子申請または郵送(持参可)

※電子申請:「10 書類提出・問い合わせ先」のアドレスに電子メールで送付してください。

郵送:簡易書留等の配送記録が残る方法で、必ず差出人を記載のうえ、ご提出ください。

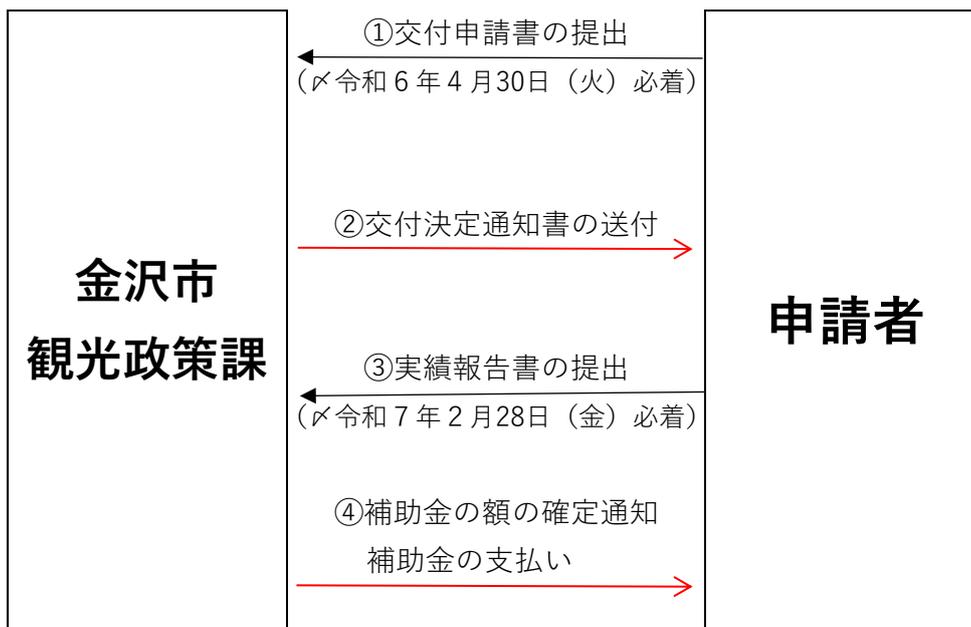
窓口での持参も受け付けます。

7 申請の流れ

必要書類は、金沢市HPから取得してください。

ホーム > 文化・スポーツ 観光 > 観光 > 事業者向け > 補助制度 からダウンロードできます。

記入の際は必ず記入例を参考に記入願います。



8 提出書類一覧

交付申請時	<p>◎「補助金交付申請書」(様式あり)の提出</p> <p>申請書に次の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市税納税状況調査同意書」(様式あり、押印及び原本の提出必要) <p>※申請者の個人情報にかかる内容となりますので、必ず押印してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「補助執行にかかる見積書の審査について(依頼)」(様式あり) ・対象経費を明記した「業者見積書」(任意様式) ・工事箇所(マーカー等で明示)の詳細平面図(任意様式) ・施設全体の詳細平面図(任意様式) ・工事前写真(任意様式)※Wordファイル等で1ページに複数枚貼付けのこと ・被災証明
実績報告時	<p>◎「補助金実績報告書」(様式あり)の提出</p> <p>報告書に次の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事後写真(任意様式)※Wordファイル等で1ページに複数枚貼付けのこと <p>※工事前写真と同枚数を同画角にて撮影願います。</p> <p>工事前写真との比較ができない場合は再度撮影いただくことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書(写し) ・業者からの「請求書(写し)」(任意様式) ・業者へ支払った際の「領収書(写し)」または「振込明細書(写し)」(任意様式) ・金沢市あての「請求書」(様式あり) <p>※保険金がある場合や工事内容等により、その他資料の提出をお願いすることがあります。</p>

	市は、申請どおりの工事が行われたことを現地で確認します。提出された書類とあわせ、適正であると認められた場合、補助金額が確定するとともに「補助金額確定通知書」を送付します。
--	---

9 所定の取得財産等の処分には制限があります。

補助金の財源は、貴重な税金で賄われています。このため、補助事業で整備した施設・設備は、補助の目的に従い、大切に使用していただく必要があり、処分に制限がかかります。

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、要綱第4条第1号に掲げる工事若しくは設備の設置又は整備による取得財産等については、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず市長に承認申請を行い、承認を受けた後でなければ処分できません。市長は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存処分制限期間等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、法令や規則等の違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

10 書類提出・問い合わせ先

担当課：観光政策課 担当者名：塩本、高木

TEL: 076-220-2194 FAX: 076-260-7191 E-mail: kankou@city.kanazawa.lg.jp